

## 滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）および地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）の一部改正により、同法の規定に基づく新たな事務の手数料の額の標準が設けられること等に伴い、新たな警察関係事務手数料の設定等を行うため、滋賀県警察関係事務手数料条例（平成 12 年滋賀県条例第 32 号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

(1) 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく警察関係事務手数料について、クロスボウの所持の許可の申請に対する審査の手数料等を新たに設けることとします。（別表第 6 関係）

#### (2) その他

ア この条例は、令和 4 年 3 月 15 日から施行することとします。

イ その他必要な規定の整理を行うこととします。